

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	五六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五九
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件八件	五九
○道路の区域を変更する件二件	五二
○道路の供用を開始する件	五三
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	五三
○過疎地域自立促進特別法により公共下水道工事の一部を完了した件	五三
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	五三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	五三
○肥料の登録の有効期間を更新した件	五三
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	五四
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五五
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五五
○土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	五五
○一般競争入札を行う件	五六
○落札者を決定した件	五七
福 島 県 警 察 本 部	
○落札者を決定した件	五八

## 告 示

### 福島県告示第六百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町一丁目三百五十四番一ほか  
二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防犯対策への協力に係る事項

郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。  
この条例は、市、市民、事業者、土地所有者（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

2 騒音の発生に関する事項

開店時や繁忙期等には、計画外の早朝作業（商品の搬入や荷さばき）又は深夜作業の実施等が想定されることから、騒音防止に留意すること。

3 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。

4 廃棄物に係る事項等

分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百六十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、八沢千拓土地改良区から平成二十五年八月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月十六日認可した。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

**福島県告示第六百六十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第六百六十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第六百七十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町古町字前山二五〇一から二五〇四まで、二五〇六から二五二三ま

で、二五一六から二五三二まで、二五三四、二五三七の一、二五三七の二、二五三七の四から二五三七の一三まで、二五三七の一五、二五三七の一七、二五三七の一九から二五三七の四〇まで、二五三七の四二から二五三七の六〇まで、二五三七の六二から二五三七の六七まで、二五三七の七三から二五三七の九二まで、二五三七の九四から二五三七の一五まで、二五三七の一七から二五三七の三一まで、二五三七の一三三から二五三七の一五三まで、二五三八、二五三九、二五四〇の二、二五四一の一、二五四二の一、二五四二の二、二五四三の一、二五四三の二、二五四四から二五四七まで、字高久保二四五八から二四六二まで、二四六三の五から二四六三の一〇まで、二四六三の三一から二四六三の四二まで、二四六三の四四から二四六三の五七まで、二四六三の七〇から二四六三の七九まで、二四八三から二四九一まで、二四九三から二四九七まで、二四九八の一、二四九六〇、字広瀬下六四から七二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字豊山五〇、五一、五七、七一、一七四、一七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

西白河郡西郷村大字羽太字柿ノ木山八、九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字祝部内字胡麻沢一〇、一五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字中山本松場七八の一、七九、八〇、八一の一、八二の一、八二の二、八四から八六まで、一一六、一一七、一二四から一三一まで
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字中山本字草刈場一から五まで、六の一、七、九、一二の一、一

- 二の二、一三、一四、一七、一八の一から一八の一まで、一九の一から一九の一まで、二〇から二三まで、字背戸山五六の二、五七、五九、六一から六三まで、字柿ノ草七〇、七一、七二の三、八四、字小山田九八の三、字石神田一一九
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十五年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大 字笹川字上の台北四三 六七番一地从先から 同 郡同 町新郷大 字豊洲字天王前一二三 一番一地从先まで	変更前	A 四・〇〇 二八・八	一、一八三・〇
		変更後	A 四・〇〇 二八・八	一、一八三・〇
		変更後	B 八・六〇 六五・〇	一、一〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道奥川 新郷線	耶麻郡西会津町新郷大字 笹川字藪沢四三二二番一 地先から 同 郡同 町新郷大字 笹川字上の台北四三七二番地 先まで	変更前	一一・二〇	七六・〇
		変更後	一一・七〇 三二・二二	七六・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道相馬大内線	相馬市西山字水沢三二六番一五地 先から 同 市西山字水沢三二六番一一八 地先まで	平成二十五年一〇月二五日

(道路計画課)

福島県告示第六百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称  
相馬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
相馬都市計画下水道事業（相馬市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日  
昭和四十九年十月四日
- 四 事業施行期間  
昭和四十九年十月四日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地  
昭和三十九年十月四日から平成二十八年三月三十一日まで

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成二十三年福島県告示第六百号）の事業地に相馬市光陽一丁目、光陽二丁目、光陽三丁目、光陽四丁目、大野台一丁目、大野台二丁目及び新沼字新明前の区域を加える。  
同事業地に相馬市塚部字三石蒔及び字五反田並びに石上字北両仙及び字南両仙の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち相馬市尾浜字札ノ沢、字細田及び字港町並びに和田字北迫の各一部の区域を変更する。  
使用の部分 なし。

(下水道課)

福島県告示第六百八十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により県が施行していた公共下水道の終末処理場の設置工事を次のとおり完了した。  
平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公共下水道の名称  
金山町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域

名 称	工 事 の 区 域
川口浄化センター	大沼郡金山町大字川口字新町五三八番地四

- 三 工事の完了の年月日  
平成二十五年九月十九日

(下水道課)

公 告

公告第三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月八日

二 名称

特定非営利活動法人ハートフルハート未来を育む会

三 代表者の氏名

成井 香苗

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市久留米二丁目百六十一番地二十六号郡山メンタルサポート内

五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災と原発事故により被災した福島県民特に子どもと保護者及び地域住民に対して、災害後のこのころのケアと放射線不安に関する事業を長期的な展望を持って継続的に行い、福島の子どものこのころからの健康増進に寄与するとともに子どもを取り巻く地域コミュニティの安定と活性化を図ることを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月十一日

二 名称

特定非営利活動法人豊心会

三 代表者の氏名

今野 秀吉

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市東作十八番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・社会的弱者に対して、在宅介護支援活動などを行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月十五日

二 名称

特定非営利活動法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員会

三 代表者の氏名

丹羽 眞一

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市蓬萊町一丁目二番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患に関するすべての人々に対して、人由来の組織の収集並びに提供に関する支援事業を行い、精神疾患の病因・病態解明の研究の支援を通してすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進を図ることを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百三十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
801	混合有機質肥料	混合有機質肥料330号	3.0	3.0	—	含有を許される有害	片倉チャックリン株式会社	東京都千代田区九段	平成28年11月7日

							成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	社 北一丁 田13番 5号		
802	同上	混合有 機質肥 料530号	5.0	3.0	—	同上	同上	同上	同上	同上

(農業総合センター)

**公告第三五三十三号**

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十五年七月から同年九月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成25年7月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg /kg)	TZn (mg /kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	株式会社フジツク	花の素	3.8	5.7	1.9	49	328	15.7	7	12.6	
たい肥	鈴木 力次	牛糞堆肥	0.5	0.6	0.8	12	63	1.2	25	64.4	
たい肥	みちのく安達農業協同組合	あだたら有機堆肥特1号	0.7	1.5	0.6	26	116	3.5	22	53.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

平成25年8月分

(普通肥料)

肥料の 種類等	保証票 添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	指摘事項	
指定配合 肥料	片倉チツ カリン株 式会社	くみあい有 機ペレット 特3号	TN、TP	—	—
指定配合 肥料	同上	大豆かすペ レット特号	TN、TP、 TK	—	—

注

1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るようにならば必要数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

平成25年9月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg /kg)	TZn (mg /kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg /kg)	TZn (mg /kg)	TCaO (%)	C/N (%)	水分 (%)	備考

たい肥	株式会社東白川フラー	豚糞発酵堆肥	2.6	8.9	1.8	335	1,698	11.7	6	25.8
動物の排泄物	神明畜産株式会社	神明グロークラツ1号	2.5	5.5	3.2	157	554	4.7	8	37.4
たい肥	先崎 利次	パラパラ堆肥	0.5	1.1	1.0	15	46	0.3	28	61.0
たい肥	先崎 傳吉	フルセン堆肥	0.8	1.3	1.2	8	54	0.4	19	59.7

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水-水分含有量

(農業総合センター)

公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 関根 忠志 西白河郡矢吹町北町五四番地六

(農村計画課)

公告第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 竹内 豊俊 河沼郡会津坂下町大字牛川字中島二五九四番地二  
就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 齋藤 文英 河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地

(農村計画課)

公告第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 阿部 護郎 会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地

同 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

同 皆川 嘉市 会津若松市神指町東神指二五番地

同 成田 弘毅 市門田町大字黒岩字南青木二五四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 寛 会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一

同 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

同 高橋 勝昭 同 郡同 村大字勝常字代舞一七四五番地

同 井関 征生 会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地

(農村計画課)



**公告第337号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福島県知事 佐藤 雄 平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 サーベイメータ 1,100台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月14日
- (4) 納入場所 いわき市役所ほか計8箇所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年11月19日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年11月5日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年12月6日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月5日（木）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Portable Survey Meter 1,100units
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 6 December 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 5 December 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第338号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
連続式摩擦係数測定車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日野トレーディング株式会社 東京都八王子市久保山町二丁目2番地
- 5 落札金額  
28,074,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年8月6日

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第85号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月25日

福島県警察本部長 名 和 振 平

- 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
交通事故総合管理システム機器 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
平成25年10月9日
- 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 落札金額  
39,312,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年8月30日

(会 計 課)